

平成 20 年 9 月 2 日
独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構

鉱害負担金資金貸付案件の採択について

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）は金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを行うこと（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第 11 条第 1 項第 14 号）としております。

この度、企業より鉱害負担金資金借入申込書が提出されましたが、当該資金は機構の目的とする「金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付けを行うことにより国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与する。」と認められ、かつ機構採択基準に合致していることから下記のとおり採択いたしました。

記

項 目	内 容	備 考
事業の概要	地方公共団体が実施する農用地土壌改良事業の公害防止事業費事業者負担法に基づく事業者負担金を負担する企業に対する必要な資金の貸付	
貸付の種類	鉱害負担金資金貸付	
償還 期間	15 年（うち据置期間 2 年）	
貸付契約額	94,000 千円	
契約締結日	平成 20 年 8 月 29 日	

以 上